

日本航空の不当解雇撤回をめざす国民支援共闘会議 共同代表

全国労働組合総連合(全労連)	議長	小田川 義和
全国労働組合連絡協議会(全労協)	議長	金澤 壽
全国港湾労働組合連合会(全国港湾)	委員長	糸谷 欽一郎
日本マスコミ文化情報労組会議(MIC)	議長	新崎 盛吾
日本航空乗員組合	執行委員長	田二見 真一
日本航空キャビンクルーユニオン(CCU)	執行委員長	古川 麻子
JAL不当解雇撤回原告団	乗員団長	山口 宏弥
	客乗団長	内田 妙子

(公印省略)

## JAL不当労働行為裁判(行政訴訟) 最高裁での上告棄却を勝ちとる団体署名のお願い

日頃より JAL 不当解雇撤回闘争に厚い御支援を頂き、そして不当労働行為裁判においては 2014 年 8 月の東京地裁、2015 年 6 月の東京高裁での勝利判決において皆様からの多くの団体署名を頂きまして心より感謝申し上げます。

2015 年 6 月 18 日 JAL 不当労働行為高裁判決では、日本航空乗員組合と日本航空キャビンクルーユニオンが実施した整理解雇撤回要求に向けた争議権投票において、更生管財人が行った「争議権を確立すれば 3500 億円を出資しない」という発言は不当労働行為であると、明快に断定する判決が下されました。この判決では「争議権の確立は、労働組合が会社と交渉する際に、会社との対等性を確保する有力な対抗手段であり、現行の労働法制の下では、労働組合にとって最も根幹的な権利の一つ。そのような意義を有する争議権の確立を目指して組合員投票を行うことは、労働組合の在り方そのものを問う極めて重要な組合活動である」として、争議権投票への支配介入行為は違法であると結論付けられています。加えて、「整理解雇回避に向けた労使交渉による解決を図ることなく、一方的に労働組合の運営に重大な影響を及ぼし、その運営に介入しようとしたことは、労働組合法 7 条 3 号が禁止しているところである」と解雇回避のための交渉も行わない当時の日本航空の違法かつ不当な姿勢を厳しく断罪しています。

国際労働機関 ILO は JAL 整理解雇問題を重く受け止め、この問題を解決する交渉を開始するよう勧告が 2 度も出されています。また、日本の不当労働行為救済制度の原状回復主義に則って、当時の不当解雇を解決する交渉を今からでも始めることが日本航空には強く求められています。しかしながら、日本航空は地裁、高裁と行政裁判に敗訴したにも拘らず、行政命令に従うことなく、最高裁へ上告しました。

2015 年 2 月の最高裁の不当決定は、「企業が世界で一番活動しやすい国」を標榜する政府と財界が狙う“解雇自由な社会”に道を開くものです。原告団は直ちに「日本航空は不当解雇を撤回し、165 名を職場に戻せ！ 私たちは不当解雇撤回まで決して諦めず闘います」との方針・見解を発表し、日本航空乗員組合、日本航空キャビンクルーユニオンと共に取組みを強化しています。

この JAL 不当労働行為裁判を最高裁において完全勝訴とすることは、不当解雇撤回を早期に解決させる上で非常に重要な取組みになります。つきましては、御多忙のところ大変恐縮ですが、同封致しました要請書への「団体署名」に協力をお願い致します。(切手代はカンパにてお願い致します)

【裁判概要】 原告：日本航空経営 被告：東京都労働委員会  
参加人：日本航空乗員組合、日本航空キャビンクルーユニオン

◆ 署名 第 1 次締切 2015 年 11 月 30 日 最終締め切りは後日お知らせいたします。

署名送付先 〒144-0041 東京都大田区羽田空港3-3-2 第1ターミナル内  
日本航空乗員組合